

中山間地域等直接支払制度(第4期対策) が始まります

◆ 問い合わせ ◆ 産業経済課 電 893-1115 吾北総合支所産業課 電 867-2313
本川総合支所産業建設課 電 869-2115

中山間地域等直接支払制度とは

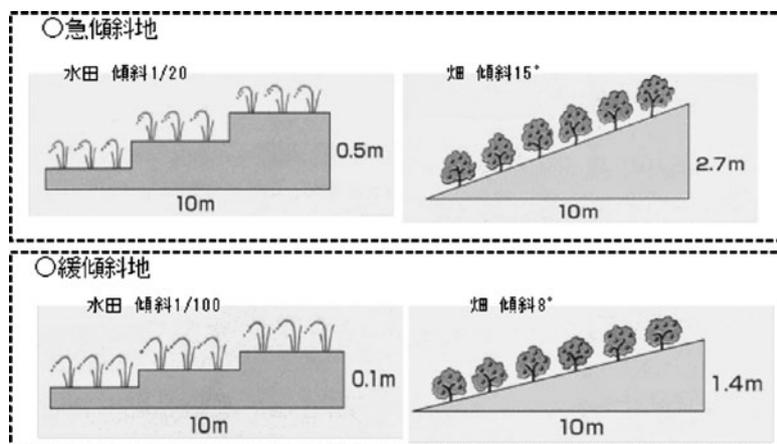
農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて、農地を守り将来に役立たせることを基本に、国土保全、保健休養、自然生態系維持などに役立つ行為(仕事)を5年間実施する協定を締結し、それにしたがって農業生産活動などを行う場合に交付金を受け取ることができる仕組みです。

第4期対策のポイント

中山間地域などでは、今後さらに農業就業人口の減少や高齢化の進行が予想されており、耕作放棄地の増加など、多面的機能の維持が難しくなる恐れがあります。このため、中山間地域等直接支払制度(第4期対策)は、高齢化の進行を踏まえ、高齢者などが取り組みやすい制度となっています。

対象農用地

- 農業振興地域内の農用地
- 農用地面積が1ha以上の団地又は集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地
- 傾斜角度が下の表以上のもの



対象者

協定を締結し、協定に基づき5年間継続して農業生産活動を行う農業者など

交付単価

10a 当たり交付単価：円/年

	急傾斜		緩傾斜		小規模・高齢者 集落支援加算
	基礎	体制整備	基礎	体制整備	
田	16,800	21,000	6,400	8,000	4,500
畑	9,200	11,500	2,800	3,500	1,800



協定について

協定は町長に認定してもらう必要があります。平成27年度協定の提出締切は、8月31日(月)です。詳細については上記までお問い合わせください。